

(様式第 1 号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 5 年度】

※ 1～6、9：施設所管課記入、7：指定管理者記入、8：指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会
施設所管課	民生部 高齢障がい福祉課

1. 施設名

施設名	大崎市古川保健福祉プラザ 老人福祉センター	施設の住所 電話番号	大崎市古川三日町二丁目 5 番 1 号 0229-23-4857
-----	--------------------------	---------------	-------------------------------------

2. 施設の概要

設置年月日	平成 10 年 3 月 20 日	設置条例等	大崎市古川保健福祉プラザ条例 大崎市古川保健福祉プラザ老人福祉センター 管理規則
設置目的	老人福祉法の規定に基づき、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。		
施設の内容	老人福祉法に規定する老人福祉センター（A 型）		
利用料金	別紙のとおり		
開館日、閉館時間	月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に定める休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く） 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 携 帯	管理受託者又は指定管理者等
平成 18 年度～平成 22 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	1 社会福祉法人大崎市社会福祉協議
平成 23 年度～平成 27 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	2 社会福祉法人大崎市社会福祉協議
平成 28 年度～令和 2 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 社会福祉法人大崎市社会福祉協議
令和 3 年度～令和 7 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	4 社会福祉法人大崎市社会福祉協議

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日 （ 5 年 0 ヶ月）		
選定方法	2	1.公募（応募者数： 団体）	2.非公募

5. 指定管理料

令和 5 年度（ア）	令和 4 年度（イ）	（ア）－（イ）
17,858 千円	17,858 千円	0 千円

※（ア）は当該年度、（イ）は前年度とし、それぞれ決算額ベース

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

- 生活相談及び健康相談に関する業務
- 生業及び就労の指導に関する業務
- 機能回復訓練に関する業務
- 教養講座に関する業務
- 老人クラブに対する援助に関する業務
- ボランティアの育成及び円滑な活動のためのコーディネートに関する業務
- その他、老人福祉センターの設置目的に達するために市長が必要と認める業務

7. 利用実績等

(1) 利用者数

(単位：人、件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	小計
令和 4 年度	845	1151	1097	602	210	148	4,053
令和 5 年度	867	1,156	1,023	657	705	922	5,330

(単位：人、件)

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	小計	総計
令和 4 年度	661	955	796	694	895	887	4,888	8,941
令和 5 年度	1,172	1,053	1,033	739	1,024	883	5,904	11,234
主な増減要因	ここ数年は新型コロナウイルスの影響だけではないが会員数が減少気味ではある。教室に関しても年々会員数が減少の教室もあれば増加している教室もあるので今後運営方法について見直し検討が必要である。							

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

(2) 利用料金収入

(単位：千円)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	小計
令和 4 年度	3.5	2.8	2.8	5.1	5.0	2.4	21.6
令和 5 年度	2.4	3.6	2.9	1.8	1.8	1.6	14.1

(単位：千円)

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	小計	総計
令和 4 年度	2.4	1.8	2.7	1.5	2.1	2.4	12.9	34.5
令和 5 年度	1.9	2.4	2.5	1.0	1.9	6.4	16.1	30.2
主な増減要因	市健康診断により貸館が取れにくく減少傾向にある。 入浴施設については、引き続き休止としている為、従来の実績から減少した。							

※上段に前年度実績を記載し、下段に当該年度を記載すること。

(3) サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取り組み

新型コロナウイルスが5類にはなったが、教養講座などの既存・新規の利用者、または、施設利用者等が安心・安全に施設を利用できるよう、引き続きマスクの着用、手指消毒にご協力していただいた。

(4) 施設利用者の主な声やその対応状況

1. 利用者の声

新型コロナウイルスが5類になり、従来どおりの生活に戻りつつあるが、マスク着用や消毒などの感染予防対策については引き続きお願いしており、利用者より安心安全に利用できるという声も聞かれた。

入浴は引き続き中止となり、一部、「いつ再開するのか」の声はあったが、ボイラー故障の為再開の目途が難しいことを丁寧に説明することで、理解が図られている。

2. ご要望や改善へのご意見とその回答

新型コロナウイルスが5類になったが、ひとりひとりが感染予防に気をつけて施設利用を行った。今度も感染予防対策に留意しながら務めていきたい。

(5) 施設の管理運営における課題

施設開所から20年が経過し、修繕が必要な箇所が多く出てきている。(電器機器類、水回り関係等) 継続的な事業運営の為にも修繕が必要である。

(6) 収益強化

- ・新型コロナウイルスが5類にはなったが、利用者が感染予防を図りながら参加されているので、このような活動の様子を広報することに努め、新規利用者や既存の利用者の再開に努めていきたい。
- ・関係団体等とのネットワークを生かして、利用者の発掘、拡大を図り、地域のニーズについて協議検討し、実践する場として施設を最大限に活用して行きたい。

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	◎	◎
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	○	○
(3) 管理記録	各種の管理記録（業務日誌等）を適切に整備、保管している。	◎	◎
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	◎	◎
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	○	○
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	○	○

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事前計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取り組みを行っている。	○	○

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	◎	◎
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	◎	◎

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書に基づき適切に個人情報を取り扱っている。	◎	◎
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収入である。	○	○
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取り組みを行っている。	◎	◎
(3) 経理事務	専用口座、諸帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	◎	◎

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

9. 施設所管課の総合評価

--

9. 施設所管課の総合評価

令和5年度の管理運営については、協定書及び仕様書に従って適切、良好に行われた。また、職員も施設の設置目的を十分理解したうえで施設運営にあたっている。

来館者に対しては、パンフレット等を活用した丁寧な説明や見やすい案内表示を心がける等サービスの向上に努めており、感染症対策として、マスクの着用や消毒、飛沫防止対策を徹底して行い、利用者が安心安全に利用できる体制を整えている。また、広報誌、地元紙やWebページでのPRや館内掲示板で募集案内を行う等利用者の獲得につながる工夫が見受けられる。

施設利用者の要望についても、普段から積極的に利用者とのコミュニケーションを図り、要望の把握に努め、的確に対応している。

利用料金収入の実績については、前年対比87.5%となっており、昨年度と比較して減少している。要因として、公用としての利用が多くなり、貸館が出来なかったため減少となっている。

施設管理については、建物の老朽化に伴い、より細やかな施設・設備の点検を確実に実施することで、修繕箇所の早期発見、早期修繕につながり、修繕費のコスト削減に寄与している。

指定管理料に係る収支については、経費の節減や利用料金収入の向上に取り組むなど、経営の健全化に努めている。

総合的に、当指定管理者は利用者本位の施設運営を行っており、利用者の心身の健康保持及び生活の安定に大きく貢献していると言える。

今後においても、老人福祉法の規定に基づき、地域の高齢者に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与願いたい。